○農林水産省告示第千五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市下川上字平一三五八の一、一三五八の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県四万十市田野川字山才山甲二四三九のロの一、甲二四四〇、字ソヲワン山甲二四四八から甲二四五一まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　高知県四万十市西土佐津賀字トリゴエ六九五の一一、六九五の一七、六九五の二〇、七〇〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県日田市大字小野字柳四六〇七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柳四六〇七の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十一月六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　大分県豊後大野市三重町奥畑字金神岩二一二一から二一二六まで、字山中二一二七、二一三〇、字井場二一七〇、二一七一、字迫二一七三、二一七四、字田尾二一九四の一、二一九六から二一九八まで、二二〇三、二二〇四の一、二二〇五、二二〇六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○海上保安庁告示第百二十五号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十一月六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	宿毛湾港池島第二防波堤西灯台
位置	
所在地	高知県宿毛湾港（池島第二防波堤西端）
北緯	三二―五四―五三
東経	一三二―四〇―三一
廃止年月日	平成二十六年九月一日

名称	大阪府佐野港灯標
位置	
所在地	大阪府阪南港第三区（阪南港泉佐野沖防波堤北灯台の南東方約九七〇メートル）
北緯	三四―二五―四四
東経	一三五―一九―二七
廃止年月日	平成二十六年九月九日

○海上保安庁告示第百二十六号

航路標識の名称及びその他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十一月六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	宿毛湾港池島第一防波堤東灯台
位置	
所在地	高知県宿毛湾港（池島第一防波堤東端）
北緯	三二―五四―五九
東経	一三二―四〇―二六
変更した事項	名称
	宿毛湾港池島第二防波堤東灯台
位置	
所在地	高知県宿毛湾港（池島第一防波堤東端）
北緯	三二―五四―四九
東経	一三二―四〇―三六
高さ	地上から構造物の頂部まで三・四メートル　平均水面上から灯火まで八・九メートル
変更年月日	平成二十六年九月一日

名称	鞍掛鼻灯台
位置	
所在地	香川県香川郡直島町（井島鞍掛鼻）
北緯	三四―二八―四七
東経	一三四―〇一―一五
変更した事項	光度
	五九〇カンデラ
	光達距離
	八・〇海里
変更年月日	平成二十六年九月二日